

199生第927号  
平成19年7月12日

福岡県農政部長 佐賀県生産振興部長  
長崎県農林部長 熊本県農林水産部長  
大分県農林水産部長 宮崎県農政水産部長  
鹿児島県農政部長

あて

九州農政局生産経営流通部長

台風4号の接近及び通過等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導  
の徹底について

このことについて、平成19年7月12日付け19生産第2666号をもって、別添写しのとおり、生産局総務課長、農産振興課長、野菜課長、果樹花き課長、特産振興課長、畜産企画課長から連名通知があったので、御了知の上、貴県管内農業者等への適切な指導をお願いします。

なお、技術指導に当たっては、普及組織、病虫害防除所、市町村、農業協同組合等の関係機関や団体との連携を密にし、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応をお願いします。

また、九州地域で長雨の影響で大豆の播種の遅れている地域にあっては、下記の点に留意した対応をお願いします。

#### 記

##### 大豆の適期播種のための対策

長雨により播種作業が遅延した場合、生育量が低下し大幅な減収につながる可能性があることから、雨後速やかに播種できる大豆300A技術等の新技術(不耕起播種、部分浅耕一工程播種技術等)等により、適期播種に努めること。

19生産第2666号  
平成19年7月12日

九州農政局生産経営流通部長 殿

生産局総務課長  
生産局農産振興課長  
生産局野菜課長  
生産局果樹花き課長  
生産局特産振興課長  
生産局畜産企画課長

台風第4号の接近及び通過等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の  
徹底について

気象庁予報部発表の台風情報（7月12日9時発表）によると、大型で非常に強い台風第4号は、沖縄の南海上を北西に進んでおり、今後除々に進路を東寄りに変えながら北上して、西日本に接近する見込みとなっている。また、台風の北上により本州付近に停滞している梅雨前線の活動が活発となり、広い範囲で大雨となるおそれがある。これらのことから、各地域でほ場への土砂の流入や冠水、浸水等が発生することが懸念される所である。

このため、台風の進路に当たることが予想される地域及び梅雨前線の影響が懸念される地域にあつては、平成19年農業技術の基本指針（平成19年4月26日付け18企第393号農林水産大臣官房技術総括審議官通知。以下「基本指針」という。）を踏まえ、下記事項を基本に、普及指導センター、病虫害防除所、市町村、農業協同組合等の関係機関と密接に連携をとり、各地域の状況に応じた、迅速かつ適切な対応が行われるよう、貴局管内の各県に対し、技術指導の徹底を図られたい。

さらに、7月10日に気象庁が発表した「東日本の一部と西日本の日照不足に関する全般気象情報 第1号」によると、北陸地方から山陰地方にかけての日本海側では6月下旬以降、その他の西日本の各地域においても7月に入ってから日照時間がかなり少ない状況となっており、これらの地方では、少なくとも今後1週間は、日照時間の少ない状況が続くと見込まれる所である。このため、基本指針を踏まえ、各地域の条件や状況に応じて、適時適切な肥培管理や病虫害防除等についての技術指導の徹底を図られたい。

## 記

### 【共通事項】

- 1 事故防止の観点から、台風接近後におけるほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨や強風が治まってから行うこと。
- 2 台風通過後の対策として薬剤を使用する際には、ポジティブリスト制度への対応を念頭に、農薬の使用基準を遵守し、周辺への飛散低減対策を講ずるとともに、適時適切な散布に心がけること。

### 【水稲】

- 1 事前の対策  
大雨による冠水又は浸水後の排水が速やかに行われるよう、ほ場周辺や排水路の点検整備を行うこと。
- 2 被害拡大防止のための対策
  - (1) 水稲が冠水した場合、葉先だけでも水面に出すよう速やかな排水に努めること。
  - (2) 葉の裂傷、冠水等の被害の著しいほ場においては、白葉枯病等の多発が懸念されることから、排水後、病害の発生動向に十分注意し、的確な防除に努めること。
  - (3) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩を実施すること。
  - (4) ほ場内に海水が流入し、土壌中の塩分量が著しく高くなると予想される場合は、出来る限り速やかに湛水及び排水を行うことにより土壌中の塩分の洗い出しに努めること。
  - (5) 寡照傾向で推移している地域においては、気象の推移、予報及び病虫害発生予察情報に留意し、いもち病の的確な防除に努めること。

### 【大豆】

- 1 事前の対策  
大雨による冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、ほ場周辺や排水路の点検整備を行うこと。
- 2 被害拡大防止のための対策
  - (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。
  - (2) は種後の冠水により出芽数が減少した場合及び生育初期に湿害を受けた場合にあつては、被害を受けた時期や被害程度を勘案し、再は種を行う等、被害の軽減に努めること。この場合、晩播により生育量が低下し減収することが予想されるため、は種量を増やす等の対策をとること。
  - (3) 生育期に冠水や浸水等を受けた場合、生育遅延や根腐れを引き起こし、日照不足と相まって、病虫害に対する抵抗性が弱まるため、病虫害の発生動向に注意し、適切な防除を行うこと。
  - (4) 土壌の多湿状態が長期間継続すると、根系における酸素が不足し、根粒菌の活動が抑えられるため、天候の回復後、排水後のほ場の状況等を勘案し、中耕や培土を実施すること。また、湿害により葉色や生育に不良の症状が見られる場合には、窒素の追肥等により生育量の回復に努めること。

## 【野菜】

### 1 事前の対策

園芸施設については、防風対策として、防風網の設置、施設周辺の清掃等を行うほか、フィルムの取付金具の点検や抑えひもの固定等を行うこと。特に、燃料タンクについては、転倒しないように安定性の確認を行うこと。

### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、台風通過後は、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等を行い、作物の生育の回復に努めるとともに、折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制を図ること。
- (2) 生育初期の作物が被害を受けた場合には、予備苗による植換え又は再は種を行い被害の軽減を図ること。植換え等により生育の遅れが見込まれる場合には、フィルム被覆等により生育の促進に努めるとともに、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。
- (3) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。

## 【果樹】

### 1 事前の対策

- (1) 風害を防止するため、防風網の破損や支柱の腐食等の点検を行った上で、台風の進路を踏まえ、必要に応じて防風網を設置すること。また、わい化栽培されたもの等倒伏しやすい樹体や摘果が進んでおらず着果量が多い樹体は、支柱により補強するなど風害に備えること。
- (2) 排水が速やかに行われるよう園地周辺の排水溝の整備、清掃を行っておくこと。
- (3) 農薬使用基準（散布から収穫までの経過日数）に留意しつつ、収穫可能な果実はできる限り収穫し、被害を最小限にとどめるよう努めること。
- (4) 潮風害が予想される地域においては、雨水等の灌がい水を確保しておくこと。

### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 風すれした果実で出荷できないものについては、早期に摘果すること。また、落下した果実については、傷の程度等によって選別し、農薬使用基準（散布から収穫までの経過日数）に留意しつつ、必要に応じて冷蔵庫等で貯蔵の上出荷すること。
- (2) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。また、的確に除塩することができなかつたために、後日、落葉、落果等の被害が生じた場合には、日焼けや樹脂病等の防止のための白塗剤の塗布、液肥の散布、摘果等を行うこと。
- (3) 落葉した場合は、被害程度に応じて白塗剤を塗布すること。倒伏した場合は、健全な根を切らないようにできるだけ早く引き起こし、支柱を添えて固定すること。枝裂けした場合は、針金、ボルト等で結合し、傷口に塗布剤を塗ること。
- (4) 強風等により樹体が弱まっている場合は、薬害が発生しないよう留意しつつ病害虫の防除を実施するとともに、樹勢に見合った適切なせん定、施肥、摘果を実施すること。
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所が取りまとめている「果樹気象災害対策集」を参考とされたい。

ホームページURL「<http://www.fruit.affrc.go.jp/kajunoheya/kajusaigai/totalmokuji.html>」。

## 【花き】

### 1 事前の対策

- (1) 園芸施設については、防風対策として、防風網の設置、施設周辺の清掃等を行うほか、フィルムの取付金具の点検や抑えひもの固定等を行うこと。
- (2) 露地栽培の草丈の低い花きについては、寒冷紗等で被覆し、草丈が高く支柱を立てている花きについては、ほ場の周囲に防風網を設置し、風害に備えること。

### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がり防止すること。
- (2) 折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努めること。
- (3) 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。
- (4) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。また、肥料が流亡した場合は、土壌分析を実施し、適正量を施用すること。
- (5) 台風通過後は、強日照によりハウス内温度が急上昇し、作物に高温障害を生じやすいので、フィルム巻き上げ等の換気操作を行なうこと。

## 【畑作物・特産物】

### 1 事前の対策

冠水や浸水の予想されるほ場において、作物の性質やほ場の状況に応じて、冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、溝切り等の対策を講じること。

### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。
- (2) かんしょ・ばれいしょについては、ほ場が滞水した場合、塊茎腐敗を起こすので、速やかに排水することとし、台風通過後、高温が予想される地域においては、特に長時間の冠水又は浸水を避けること。特にばれいしょについては、多雨条件下では疫病がまん延しやすいので、防除の徹底を図ること。
- (3) てん菜については、ほ場が滞水した場合、生育不良等を起こすので、速やかに排水し、長時間の冠水又は浸水を避けること。また過湿により病害の発生が助長されるので、状況に応じた適切なほ場管理や薬剤散布を行うこと。
- (4) さとうきびについては、台風の通過後、表土の流出により根浮き等が見られることがあるので、この場合、速やかに土で被覆すること。また、塩害が懸念される場合は、スプリンクラー等のかん水施設を活用し、葉面の除塩に努めること。さらに、生育の進度に留意しつつ、培土を行い、今後の台風対策に努めること。
- (5) 茶については、強風による葉ずれ又は葉いたみが生じることがあるので、この場合、病害の発生を防止するため、状況に応じた適切なほ場管理や薬剤散布を行うこと。また、天候が回復した後、防霜ファン等の施設や資材の点検及び修復を行うこと。

## 【畜産】

### 1 事前の対策

- (1) 畜産施設については、損傷、倒壊等を避けるため、必要に応じて補修を行うこと。
- (2) 大雨による畜産施設への浸水の恐れがある場合、明暗渠の施工等により排水に努めること。また、畜舎への浸水等により家畜への被害が生じる恐れがある場合には、事前に避難場所を確認し状況に応じて避難させる等の適切な処置を行うこと。
- (3) 各地域において、あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。

### 2 被害拡大防止のための対策

#### (1) 飼料作物

冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、生育後期になっている飼料作物については、天候の回復後に収穫を行うこと。

#### (2) 家畜

ア 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うこと。また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去すること。

イ 家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け農林水産省畜産局長通知）に基づき、必要に応じて立入検査の実施、消毒等の適切な発生予防措置の実施に努めるとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底すること。

ウ 養分の低下した飼料作物や品質の低下した濃厚飼料の給与をする場合にあっては、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。